の日本をいれた村里校でしては全世紀では、一日をかられている。日本をいるできれている。一日本神して、お金むなける。村里をはない、村里を

5/25 約束
6/4 警告書
6/25 差押
6/25 催告書
6√28 催告書
€発送

財産調査

狩に課せられている守秘義務の内資は、どのようなものか。

計学は、正当な理由がなく、取引先を通じて知り得た取引先り秘密を他人に漏らしてはならない義務を負っており、これがに「銀行の守秘義務」という。

うの守秘義務は、信用を基調とする銀行の業務遂行のための を件であり、かつ、取引先の当然の要求でもある。また、こ 8義務は、単に道義的な義務であるだけではなく、法律上の でもあると解されている。 ・秘義務の法的根拠については、法律に明文の規定がないため、次々の考え方がある。

明の開始にあたって、銀行と取引先との間で黙示または明示にの合意がされていると考えるものである。

務は、銀行取引に伴う信義則上の義務であるとするものである。

ישנ

修は、銀行業界における従来からの商慣習であると解するもので

いずれの説をとっても、銀行が守秘義務に違反したときに損害賠うことには異論がない。

り対象となるべき事項は、取引先の業況、資金繰りの状況、預金 金の残高、その他の営業上の秘密事項であるが、一般に公表され

ている資本金、取締役の住所・氏名、営業種目などは含まれない。

なお、たとえ取引開始に至らなかった者に対しても、折衝の段階で知り得 た事項につき守秘義務を負い、また、取引きが終了しても守秘義務は消滅し ないものと考えら<u>れてい</u>る。

子が義務が免除される場合

銀行は、正当な理由がある場合、守秘義務が免除される。正当な理由がある場合としては、次のものが挙げられている。

- (1) 取引先の承諾がある場合
- (2) 法令の規定に基づく場合 次のものが該当する。
- ・国会の国政調査権に基づく調査
- ・裁判官の令状に基づいて行う捜査機関の押収・捜査
- ・銀行の監督官庁による調査(金融庁
- の税務官庁による税務調査
- (3) 銀行の業務上の必要による場合(銀行間の信用照会など) 信用照会の内容には、取引先の営業上の秘密に属する事項も含まれる。 したがって、信用照会は、守秘義務を負う銀行同士の間でしか認められ

ないものである。

正当な理由がなく銀行が守秘義務に違反し、取引先に損害を与えた場合、 債務不履行又は不法行為として、銀行は損害賠償義務を負う。 なお、「貸出稟議書」については、単なる銀行内部のメモであること、秘密性を伴うものであることから、慣行的に資料の提出などを行っていない(昭和30.7.21全銀協通達「銀行の預金などに関する税務調査について」)とする立場もあるが、「貸出稟議書」を作成した者については、担当者としてする立場もあるが、「貸出票議書」を作成した者については、担当者としてまる立場も者といては、担当者としてまる立場もあるが、「貸出票務に関与しており、国税徴収法第141条第3号に該当することが明らかであるから、同条に基づいて調査することができる。

雅瓦十株 宣徐

二次統就義務を負う。

、は、この限りでない。 雅 日 神 三 梁

第四十二条から第四十六条まで 削除

い社団等人格のな

二次統託に係る第

概述

整押手続)及び第百四十二条第二頃第二号(関 索の権限及び方法) において「親族その他の特 殊関係者」という。) であるときは、これらの処 **分により受けた利益の限度)において、その滞** 統に係る国税の第二次総税義務を負う。

第四十一条 人格のない社団等が国税を滞納した場

合において、これに属する財産(第三者が名義人

となつているため、その者に法律上帰属するとみ

なおその徴収すべき顔に不足すると認められると きは、その第三者は、その法律上帰属するとみら れる財産を限度として、その滞納に係る国税の第

帯納者である人格のない社団等の財産の払戻又 は分配をした場合(第三十四条(清算人等の第二 次統税義務)の規定の適用がある場合を除く。)に おいて、当該社団等(前項に規定する第三者を含 む。)につき精納処分を執行してもなお徴収すべき 額に不足すると認められるときは、当該払戻又は 分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度 として、その滞納に係る国税の第二次納税養務を 負う。 ただし、 その払戻又は分配が滞納に係る国 税の法定納期限より一年以上前にされている場合 62

及び無益を押

際止な差押の

差押の要

的となっ種利の目 産の費用

取特権に限る。この項を除き、以下同じ。)、留置

いように努めなければならない

の差押った場合

第五十一条 徴収職員は、被相続人の国税につきそ の執行に支障がない限り、まず相続財産を楚し押の相続人の財産を差し押える場合には、帯納処分 えるように努めなければならない。

小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十 一号)第九条の七の二第一項(火災共済事業)の 規定による共済その他法律の規定による共済でこ れに類するものの目的となっているときは、その 差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受け る権利に及ぶ。ただし、財産を差し押さえた旨を 保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差 押えをもつてこれらの者に対抗することができな

て、同法第十五条中「その決定」とあるのは「そ

の差押え」と、「申立てに難づく」とあるのは「も

記があるめの仮登 五条(強制競売等の場合の担保仮登記) (同法第1) 十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契 対を記述 約への準用)において準用する場合を含む。)の規 えの効力 定は、担保のための仮登記がある財産が差し押さ えられた場合について雑用する。この場合におい

果実に対

の効力

いては、この限りでない 差押の効力は、差押財産から生ずる法定果実に 及ばない。ただし、債権を差し押えた場合におけ る差押後の利息については、この限りでない。 第五十二条の二 仮登記担保契約に関する法律第十

「差押財産」という。)から生ずる天然果実に及ぶ。 ただし、滞納者又は第三者が差押財産の使用又は 収益をすることができる場合には、その対塞から 生ずる天然果実(その財産の換価による権利の移 転の時までに収取されない天然果実を除く。)につ

なければならないものとし、その請求を相当と認 ればならない。この場合においては、前条第五項めないときは、その旨を当骸相続人に通知しなけ の規定を準用する。 第五十二条 差押の効力は、差し押えた財産(以下

いといいときるの の 祝務署長は、前項の請求があった場合において その請求を相当と認めるときは、その差甲換をし

対し、他に換価が容易な相続財産で第三者の権利 の目的となっていないものを有しており、かつ その財産により当該国税の全額を徴収することが できることを理由として、その差押換を請求する

ØF 110 2 被相続人の国祝につき相続人の固有財産が差し 押えられた場合には、その相続人は、祝務署長に

第五章 幣納処分

第一節、財産の差押

第一款 通 則

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収

職員は、常納者の国税につきその財産を差し押え なければならない

滞納者が督促を受け、その督促に係る国税を その督促状を発した日から起算して十日を経過

した日までに完納しないとき。

整発者が国税通門法第三十七条第一項各号

(督促) に掲げる国税をその納期限 (繰上請求が された国祝については、当該請求に係る期限)

までに完納しないとき。

国税の納期限後前頃第一号に規定する十日を経 過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税 通則法第三十八条第一項各号 (繰上請求)の一に 該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ち

にその財産を差し押えることができる。 第二次納税義務者又は保証人について第一項の 規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあ

るのは、「統付権告権」とする。

の財産は、差し押えることができない。 第四十八条 国税を徴収するために必要な財産以外

差し押えることができる財産の価額がその差押 に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他 の国税、地方祝その他の債権の金額の合計額をこ える見込がないときは、その財産は、差し押える ことができない。

第四十九条 徴収職員は、滞納者 (鹽渡担保権者を 含む。第七十五条、第七十六条及び第七十八条(差 押禁止財産)を除き、以下同じ。)の財産を差し押 えるに当つては、滞納処分の執行に支障がない限 その財産につき第三者が有する権利を害さな

第五十条 質權、抵当權、先取特權(第十九条第一 項各号(不動産保存の先取特権等)又は第二十条第 項各号 (不動産質質の先取特権等) に掲げる先

MLL る売却をする場合には、その売却の日)までに、

憧、賞惜権その他第三者の権利(これらの先取特 権以外の先取特権を徐く。以下同じ。)の目的とな つている財産が差し押えられた場合には、その第 三者は、兇務署長に対し、常務者が他に與而の容

年1六日

易な財産で他の第三者の権利の目的となっていな いものを有し、かつ、その財産によりその滞納者は、月の、 の国税の全額を徴収することができることを理由 その財産の公売公告の日(随意契約によ

その差押換を謄求することができる。 祝務署長は、前項の請求があった場合において

その請求を相当と認めるときは、その差押娘をし

なければならないものとし、その請求を相当と認 めないときは、その旨をその第三者に通知しなけ

たななのなる。

前項の通知があった場合において、その通知を 受けた第三者が、その通知を受けた日から起算し

て七日を経過した日までに、第一項の規定により 差し押えるべきことを請求した財産の換価をすべ

きことを申し立てたときは、その財産が換価の著 しく困難なものであり、又は他の第三者の権利の 目的となっているものであるときを除き、これを 差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、 III 項に規定する第三者の権利の目的となっている財 産を換価することができない。

があった日から二月以内にその申立に係る財産を 差し押え、かつ、換価に付きないときは、第一項 に規定する第三者の権利の目的となっている財産 の差押を解除しなければならない。ただし、国税 に関する法律の規定で換価をすることができない

こととするものの適用があるときは、この限りで 4530 5 第二項又は前項の差押は、国祝に関する法律の いこととするものにかかわらず、することができ規定で新たに帯納処分の執行をすることができな

る記録にいるという。 押えの效対する意

のである」と読み替えるものとする。

第五十三条 差押財産が損害保険に付され、又は中

回蛇鹤壳花

經大十二十十一条 権若しくは質権が設定されている財産又は先取特 において、その嘱託をした税務署長は、その扱当 記や関係機関に属門することができる。 この場合 押機を変をされる。 押えたときは、税務署長は、その債権の差押の登 若しくは免取特権によって抵係される債権を苦し がより四 第六十四条 超出権又は愛記することがてきる関権 は、その一部を差し押えることができる。 その全額を盖し押える必要がないと認めるとき 親三の金宝の その全額を差し押えなければならない。ただし、 る徴権の 第六十三条 徴収職員は、債権を差し押えるときは、 期、力発生時 総及び効差押の手を動産の手の動産の 差押通知費が第三債務者に送避された時に生ず 第三僧務者に対する同項の差押えの効力は、債権 子蘭権記録機関に法違された時に生ずる。ただし、 ※ 第一項の差押えの効力は、價権差押通知需が電 電子記録の請求を禁じなければならない。 者に対し電子記録債権の取立てその他の処分又は 機関に対し電子記録廣権に係る電子記録を、滞納 は、第三債務者に対しその履行を、電子債権記録 徴収職員は、電子記録債権を差し押さえるとき 親三の金二七の 送達により行う。 この条において同じ。)に対する廣権差押通知費の 期力発生時 (定義)に規定する電子債権記録機関をいう。以下 電子做権記錄機關(電子記錄價権法第二条第二項 務者及び当該電子記録廣補の電子記録をしている 第六十二条の二 電子記録債権の差押えは、第三債 関に嘱託しなければならない。 取立た僧権の差し押え るものを差し押えたときは、差押の登録を関係機 4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要す 債務者に送達された時に生ずる。 ○ 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第三 他の処分を禁じなければならない。 に対しその履行を、滞納者に対し僭権の取立その 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者 押通知書の送蓮により行う。

合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の 4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場 の登記を関係機関に嘱託しなければならない。 ○ 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押 遠された時に生ずる。 2 前項の差押の効力は、その差押審が滞納者に送 対する差押むの送達により行う。 湖道野団を含む。以下同じ。)の選群は、 端禁治に の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び の他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定 する物権(所有権を除く。)、工場財団、鉱業権を 第六十八条 不動産 (地上橋その他不動産を目的と 1111 -18 第四款 不顧産等の差折 滞納者の承認を受けなければならない た債権の弁済期後となるときは、第三債務者は、 だし、その証券の取り立てるべき期限が差し押え の弁領の要託をしようとするときに準用する。た おいて、第三債務者が徴収職員に対し、その債権 (納付委託)の規定は、第一項の取立をする場合にの納付委託)の規定は、第一項の取立をする場合に 係る国称を懲収したものとみなす。 たときは、その限度において、滞納者から差押に 徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立て なければならない。 が金銭以外のものであるときは、これを差し拝え 2 徴収職員は、前項の規定により取り立てたもの することができる。 親三金金三の田 第六十七条 徴収職員は、差し押えた債権の取立を 差押航空機の船舶を開発し の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及 継続収入の債権の差押の効力は、徴収すべき国税 第六十六条 給料若しくは年金又はこれらに類する 三者が占有する動産等の差押手続)の規定を準用 第一項(動産等の差押手続)及び第五十八条(第 ことができる。この場合においては、第五十六条 あるときは、その債権に関する証書を取り上げる 産の使用 第六十五条 徴収職員は、債権の差押のため必要が)押えた旨を通知しなければならない。 権がある財産の権利者(第三債務者を除

登記がされた時に差押の効力が生ずる。

二号) の規定により登録を受けた小型船舶 (以下 船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百 た連設機械(以下「連設機械」という。)又は小型 十九年法律第九十七号)の規定により登記を受け 下「自動車」という。)、建設機械抵当法(昭和二 百八十五号)の規定により登録を受けた自動車(以 第七十一条 道路通送期间法 (昭和二十六年法律第 いとないない。 の権利を有する者の申立により、航行を許可する これらにつき交付要求をした者及び抵当権その他 要その他相当の理由があるときは、滞納者並びに は航空機を停泊させた場合において、営業上の必 し押えた場合又は第二項の規定により船舶若しく 5 税務署長は、停泊中の船舶若しくは航空機を差 力が生ずる。 規定にかかわらず、その処分をした時に差押の効は、第一項において準用する第六十八条第二項の 4 前項の処分が差押費の送達前にされた場合に おかることができる。 船舶又は航空機の監守及び保存のため必要な処分 ○ 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、 いては、この限りでない ただし、発航の準備が終った船舶又は航空機につ 船舶又は航空機を一時停泊をせることができる。 る 税務署長は、滞納処分のため必要があるときは、 ぎ押の手続及び効力発生時期)の規定を準用する。 は、第六十八条第一項から第四項まで(不動産の 航空機 (以下「航空機」という。) の差押について の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼 又は衝空液 (昭本二十七年液律第11百三十一年) 第七十条 登記される船舶 (以下「船舶」という。) III. 12 49-用又は収益をする権利を有する第三者について準 ○ 前項の規定は、差し押えられた不動産につき使 限り、その使用又は収益を制限することができる。 著しく滅耗する行為がされると認められるときに ができる。ただし、税務署長は、不動産の価値が き、通常の用法に従い、使用又は収益をすること第三次、通常の用法に従い、使用又は収益をすること第六十九条 滯納者は、差し押えられた不動産につ にかかわらず、差押の登録がされた時に生ずる。鉱業権の差押の効力は、第二項及び前項の規定

> 徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度 有した時に生ずる。 前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占

て同じ。)の差押えは、第三債務者に対する債権差

子記録價権」という。)を除く。以下この余におい義)に規定する電子記錄價権(次条において「電報)に規定する電子記錄價権(次条において「電

第六十二条 債権(電子記錄價権法第二条第一項(定

第三款 債権の差押させる場合について準用する。

第五十六条 動産又は有価証券の差押は、徴収職員 第二款 動産又は有価証券の差押

三 仮差押え又は仮処分がされている財産 仮差 仮登記がある財産 仮登記の権利者 らの権利を有する者

の他の第三者の権利(担保のための仮登記に保 質権、抵当権、先取特権、留置権、質借権そ 通知しなければならない。

ときは、税務署長は、当談各号に掲げる者のうち 第五十五条 次の各号に掲げる財産を差し押さえた 適用を受ける財産

付しなければならない。

えたときは、差押調響を作成し、その財産が次に 第五十四条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押さ 前にその差押をしたものとみなす。

とを必要とする規定の適用については、その支払 の支払を受ける権利をその支払前に差し押えるこ これらの権利の行使のためその保険金又は共済金 条第一項ただし書(先取特権の物上代位)その他 取特権者、質権者又は抵当権者は、民法第三百四 権又は抵当権の目的となっていたときは、その先 **屢又は共済に係る事故が生じた時に先取特権、質** の支払を受けた場合において、その財産がその保 る 徴収職員が整押に係る前項の保険金又は共済金 05

出しの 保護の連続のの連門を発送して必要を行うを受けたなのでなった。

>11 4

□ | H | ⊕

411E

(4) [E

差押手続動産者の占有する第三者が

権の取立

にかかわらず、その動産又は有価証券を差し押え引渡をしないときは、徴収職員は、第一項の規定 た第三者が指定された期限までに徴収職員にその 職員に引き渡されたとき、又は同項の命令を受け

徴を命せられた 禁三者の 請求がある場合には、

徴収職員は、前条第二項の規定により動産の引

る損害賠償請求権については、その動産の売却代は、当較契約の解除により滞納者に対して取得す

ることができる。この場合において、その第三者者は、その占有の基礎となつている契約を解除す

的を達することができなくなるときは、その第三

合において、その引渡をすることにより占有の目 権利に進きその命令に係る動産を占有している場

権、使用資借権その他動産の使用又は収益をする

命ぜられた第三者が、滞納者との契約による質借第五十九条 前条第二項の規定により動産の引渡を

るりとなりかいるの

使用収益な動産の

化 11长

差し押え

金の残余のうちから配当を受けることができる。

∞ 高項の命令に係る動産者しくは有価証券が徴収 ければならない。 令をした説務署長は、その鼠を滞納者に通知しな

命ずることができる。この場合において、その命 証券を徴収職員に引き渡すべきことを書面により 三者に対し、期限を指定して、当該動産又は有価 と認められるときに限り、税務署長は、同項の第 税の全額を徴収することができる財産を有しない 他に換価が容易であり、かつ、その滞納に係る国 同項の第三者がその引渡を拒むときは、滞納者が

2 前項の動産又は有価証券がある場合において、 えることができない ものは、その第三者が引渡を担むときは、差し押 その他の特殊関係者以外の第三者が占有している

第五十八条 滞納者の動産又は有価証券でその親族 る国税を徴収したものとみなす。

ときは、その限度において、滞納者から差押に係 2 徴収職員が前項の規定により金銭を取り立てた いとないない。

員は、その有価証券に係る金銭債権の取立をする 第五十七条 有価証券を差し押えたときは、徴収職 ものとみなす。

において、滞納者から蓋押に係る国税を徴収した

収益をする権利を有する第三者にその動産を保管 2 前項の規定は、差し押えた動産につき使用又は の使用又は収益を許可することができる。

て、国税の徴収上支離がないと認めるときは、そ 滞納者に差し押えた動産を保管させる場合におい 第六十一条 徴収職員は、前条第一項の規定により を表示した時に、差押の効力が生ずる。

その他差押を明白にする方法により差し押えた冒 力発生時期)の規定にかかわらず、封印、公示書 たときは、第五十六条第二項(動産等の差押の効 2 前項の規定により滞納者又は第三者に保管させ けなければならない。

連織が困難であるときを除き、その者の同意を受 ただし、その第三者に保管させる場合には、その 確を占有する第三者に保管させることができる。 差し拝えた戦産又は有価証券を滞続者又はその財 第六十条 徴収職員は、必要があると認めるときは、

て準用する。 引渡を指まなかった同項に規定する第三者につい 4 前三項の規定は、前条第一項に規定する動産の めのとして、配当することができる。

動産上の留置権により担保されていた機権に次ぐ の滞納処分に係る滞納処分費に次ぎ、かつ、その 八条(国税優先の原則)の規定にかかわらず、そ この場合において、その請求があつた金額は、第 は、当談金額)の配当を離求することができる。 (その金額が三月分に相当する金額をこえるとき 第三項の規定による差押の日後の期間に係るもの 代金のうちから、その借買に相当する金額で同条 その第三者は、税務署長に対し、その動産の売却 にその後の期間分の借賃を支払つているときは、 を解除し、かつ、前条第二項の命令があつた時前 場合において、第一項前段の規定によりその契約 た第三者が質賞借契約に基をこれを占有している 33 前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられ なければならない

まで)は、その第三者にその使用又は収益をさせ 日から三月を経過した日より遅いときは、その日 契約の期間内(その期限がその動産を差し押えた ときを除き、その動産の占有の基礎となっている の第三者が前項前段の規定により契約を解除した

がその財産を占有して行う。

押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行

る権利を除く。)の目的となっている財産 これ

知れている者に対し、その旨その他必要な事項を

七十三条の二(振替社債等の差押え)の規定の 三二第七十三条(電話加入権等の差押え)又は第 へ。以下この癖において同じ。)

産その他取り立てることができない債権を除 (振替社僧等の差押え)の規定の適用を受ける財 僧権(電話加入権、賃借権、第七十三条の二 動産又は有価証券

掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交

DI 11 3

期等 力発生時 避及び効 連押の予

時期 数力発生

手続及び

週知差押えの 製稿指數

> ●三 進 11代e 岩龍龍

第五十四条~第六十一条 回按额贷款

知解除の通

への差押質権者等

效位置录

第八十二条 滞終者の財産につき強制を設備手続が行 禁二節 交付要求

旨その他必要な事項を通知しなければならない。 **水をしている者があるときは、これらの者にその通知)に掲げる者のうち知れている者及び交付要** で、第五十五条各号(関権者等に対する差別の 第八十一条 税務署長は、 差押を解除した場合にお いて発用する。

動車、建設機械若しくは小型船舶があるときにつ 車等の占有)の規定により徴収職員が占有した自 た証書又は第七十一条第三項(差し押さえた自動 より準用する場合を含む。)の規定により取り上げ (第七十三条第五項 (権利証書の取上げ) の規定に た場合において、第六十五条(價権証書の取上げ) 車、建設機械若しくは小型船舶の差押えを解除し 5 第二項第一号及び前項の規定は、僧権又は自動

11 その他の場合 差押を解除した時に存在する した場所

費に帰すべき理由による場合 差押の時に存在 に該当する場合のうち、更正の取消その他国の 前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定 者に引き渡さなければならない。

をすべき旨の第三者の申出がない限り、その第三 占有していたものについては、滞納者に対し引渡 ない。ただし、差押の時に滞納者以外の第三者が 当該各号に掲げる場所において行わなければなら 納者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 第二項第一号の動産又は有価証券の引渡は、滞 関係機関に嘱託しなびればならない。

産の蓋押を解除したときは、その登記のまつ消を 3 税務署長は、不動産その他差押の登記をした財 滞納者への通知

11 食権又は第三債務者等がある無体財産権

動産又は有価証券をの引渡及び封印、公示

ことができる。 郷朝者又はその財産を占有する第三者に行わせるしならない。だだじ、第一号に規定する除去は、

認めないときは、その旨をその請求をした者に通 しなければならないものとし、その離求を相当と その請求を相当と認めるときは、交付要求を解除 税務署長は、前項の請求があつた場合において、 全額を徴収することができること。

つ、その財産によりその交付要求に係る国税の 利の目的となっていないものを有しており、 二、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権 部の弁済を受けることができないこと。

その交付要求により自己の債権の全部又は一 を開求することができる。

とを理由として、その交付要求を解除すべきこと務署長に対し、次の各号のいずれにも該当するこ ができる懺権者は、交付要求があつたときは、税 第八十五条 強制換価手続により配当を受けること

交付要求を解除した場合について準用する。 び第八十二条第二項(交付要求の通知)の規定は、 第五十五条(質権者等に対する差押の通知)及 co

る執行機関に通知することによって行う。 2 交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係

たときは、その交付要求を解除しなければならな その他の理由により交付要求に係る国税が消滅し 第八十四条 税務署長は、納付、充当、更正の取消 は、交付要求をしないものとする。

全額を徴収することができると認められるとき と見らめるよう。 を有しており、かつ、その財産によりその国税の な財産で第三者の権利の目的となっていないもの 第八十三条 税務署長は、滞納者が他に換価の容易 規定は、製件要求をした場合について準用する。 ・ 第五十五条(質権者等に対する差押の通知)の ・ 第五十五条(質権者等に対する差押の通知)の が別しなりればならない。

2 税務署長は、変付要求をしたときは、その旨を ればならない。

に係る国祝につき、交付要求書により交付要求を 第6個歌の解除) だおいて同じ。) に対し、滞納 神の歌の裁判所。第八十四条第二項 税の女付要求を行う場合には、その交付要求に係 租民等の請求権の届出) 応掲げる請求権に係る国 (年法律第七十五号) 第百十四条第一号 場合には、 乾粉署長は、 執行機関 (破産法

図記がされた時) えの登記がその送達前にされた場合には、その

差押通知警が滞納者に送達された時(参加差押 航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を加 11 下風窟(次号に掲げる財産を除く。)、船舶、 よる差押えをした行政機関等に交付された時

興産及び有価証券 参加差押書が滞納処分に 整押えの効力を生ずる。

区分に応じ、当該各号に掲げる時にさかのほって されたものとする。)は、次の各号に掲げる財産の 上の参加整排えがあるときは、そのうち最も先に 姿配されたものとし、その他の財産について二以 上の参加差押えがあるときは、そのうち最も先に え (前条第一項第二号に掲げる財産について二以 による蓋押えが解除されたときは、その参加差押 参加達拝えに係る財産につきされていた滞納処分 第八十七条参加差押えをした場合において、その

規定は、参加差押をした場合について準用する。 4 第五十五条(質権者等に対する差押の通知)の 関に興託しなければならない。

参加差押をしたときは、参加差押の登記を関係機 3 税務署長は、第一項第二号に掲げる財産につき

は、あわせて第三債務者にその旨を通知しなけれ て、参加差押をした財産が電話加入権であるとき 納者に通知しなければならない。この場合におい という。)をしたときは、参加差押通知響により滞 税務署長は、前項の交付要求 (以下「参加差押」 三 電話加入権

び小型船舶

親 三(①

解除の要差押えの

二 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及 動産及び有価証券

ることなりかい

差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してす 項(交付要求の手続)の交付要求書に代えて参加 当談財産についての交付要求は、第八十二条第一 既に滞納処分による差押えがされているときは、 において、帯納者の財産で次に掲げるものにつき 件)の規定により差押えをすることができる場合 第八十六条 祝務署長は、第四十七条(差押えの要 知しなければならない。

第七十七条 社会保険制度に進づき支給される退職

第二代、第二元氏ジョ州の刊正式、製学のの 関与の場合の最の日本の二十に相当する全額をごえる場合には、そのこえる年数一年につき四、遺産手選挙の大統の重義と珍った初間が五年 必金額

期間を一月として算定したものの三倍に相当す 第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する 用して算定した金額のを「退職手当等」として、これらの規定を適

二 第一項第二号及び第三号中「給料等」とある 金額 退職手当等につき徴収される所得税に相当する

徴収義務)又は第二百十二条の規定によりその 一 所得稅法第百九十九条(退職所得に係る源泉 は、差し押えることができない。

ま、値、引きるの合計額に達するまでの部分の金額為下「退職手当等」という。) については、次に 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権 った期間が一月であるものとみなす。

係る限度の計算については、その支給の基礎とな において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に とみなして、第一項の規定を適用する。この場合 いては、その支払を受けるべき時における給料等 賞与及びその性質を有する給与に係る債権につ

て計算した金額を限度として、差し押えることが 日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じ の支給の基礎となった期間の日数のうちに差押の 及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等 2 給料等に基き支払を受けた金銭は、前項第四号 当する金額をこえるときは、当該金額)

金額(その金額が前号に掲げる金額の二倍に相 合計額を控除した金額の百分の二十に相当する 五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の る金額

なった期間に応ずるものを勘案して政令で定め 扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎と 扶助の給付を行うこととした場合におけるその 十四号)第十二条(生活扶助)に規定する生活

一世川田

他 旧村

即的

中三大角

の解除交付要求

の制限
交付要求

金川大田

金田大の

纠聽

のとする。 とときは、その選択により、 (Manual) 大大東京 (B和二十八年法律第四十二号) 無面由十一1年)

大地方の発量等共済組合法(昭和二十七年法律(日二十八号)

五田家公務員土後組合法(昭和三十三年法律第一種において当り 五 国家公発量比衡組合法(昭和三年において地関する場合をあむ。) 関絡法(大正十二年法律第四十八号)(他の法国日本会社(民年主主主)、日日日本会社(民年三十四年法律第四十一号)

四、夏合兵(大正十二年生)祖籍四十八号)(他乃号)二、国民年金法(昭和三十四年生)等)二、約眞保維法(昭和二十四年法律第百四十一号)号)(昭和十四年法律第七十三号)

原生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五出版名で定じまいる。 - 軍主手金保険法(昭和二十九年法律署写1:法律に基で定めるこれらに類する制度をいう。法律に基づく保険、共済又は慰格に関する制度をいる。前項に規定する者を考えた。 生事ともつく乳後、共済又は恩給に関する削をこるして、前条の考え、実施とは腹腔とは、次に掲げるなりて、前条の考え、、

なして、市業の規定を適用する。金を合むっ」に係る機能は過剰する。となどもなって、大人を関係は退職を当等とそれぞれみて支給される一まら、 金どきょうここ系を関権は退職手当等とそれぞの人を行おいて埋民会での他政合で定める退職一時年でおいて埋民するも、「時代おいて連門する。

て友合きいる一帯金その他政令で定める退験一手傘において池用する場合を含むなって現出年金社賞ニュニュスを含む。)の規定に進づいま七十二 衆において地用する場合を含む。)の規定に進づい施庁施出年金法第三十五条第三項。同法無七十三名の | 南渡には当りいて大総される「時金及財団、開金、前の日本第三十八条第四十二条(附近一時金の場合であったりにもある。 年金ま育三十八条第二項の規定に基づいて支育・船及びこれらの性質を有する総付(確定給付企業む)に係る價権は素素である総付(確定給付企業と、これにより、日間である。 おくだい。これである有する総付(確定台サスミネをおされる年金その中国と、退職一時金、一時恩 かってたら置着は給料等と、退職一時金、一等くおおいて地用する場所を配合で定める退職年金を含んおいて地目する場合でである退職年金を含るより、 友合きつら年金その他政合で定める退職手をうて「信送第七十三会」(古送第七十三会(イ書)(の規定に基づいて において集目する場合を含む。)の規定に基プパニ(信法第七十三条(企業型年金に係る規定の連用)年金、確定拠出年金統(安静裕付金の支給方法)紹付金の支給方法)の表別に一年本律権人・人名人と支給方法)の支付と 年金、筐E関出年金法(平成十三年法律第八十八人日年法律第八十八日年法律第五十号(現代に基づいて支給されるらの性質を育する総行・第三十八条第一項(老齢年金、老齢年金、潜憲定権(派定給付企業年金法(平本会)を らの主質と言うる銘付(確定絡付企業年金去「そ年金、岩齢年金、普遍原格、休業手当金及びこれ

除したときは、当該各号に掲げる手続をしなけれ 2 徴収職員は、次の各号に掲げる財産の差押を解 を第三債務者等に通知することによって行う。 者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨 ることによつて行う。ただし、債権及び第三債務 第八十条 差押の解除は、その旨を滞納者に通知す

る売却の見込みがないと認められるとき。 買受人がないと認められ、かつ、随意契約によ その他の事情を考慮して、更に公売に付しても 差押財産の形状、用途、法令による利用の規制 礼等」という。)がなかつた場合において、その 又は戴り売りに係る関受けの申込み(以下「入 三 差押財産について、三回公売に付しても入礼

し押さえたとき。 な財産を提供した場合において、その財産を差 |一 無熱者が他に差し押さえることができる適当

額を著しく超過すると認められるに至ったと に先立つ他の国税、地方税その他の僧権の合計により、その価額が差押えに係る国税及びこれにより、その価額が差押えに係る国税及びこれ の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由 **営押えに係る国税の一部の約付、充当、更正**

押えを解除することができる。きは、差押財産の全部又は一部について、その差 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当すると くなったとき。

方税その他の債権の合計額を超える見込みがな 勢及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分 差押えに係る国税の全額が消滅したとき。

納付、充当、更正の取消その他の理由により 当するときは、差押えを解除しなければならない。 第七十九条 徴収職員は、次の各号のいずれかに設第七十九条 整収職員は、次の各号のいずれかに設第七款 差押の解除

び原材料その他たな餌をすべき資産

く。)の継続に必要な機械、器具その他の備品及 三 職業又は事業 (前二号に規定する事業を除 その他の水産物及び漁船

二、漁業に必要な漁網その他の漁具、えど、稚魚 子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種

面格報母公 能力十九条~能<十条

国统输政策 禁厄因十日來~難厄回十七來

調費を作成しなければならない

受解への協力

41110

の作成。 建薬闘権

秀 三印

捜索の立

你1110

出入禁止

の第三者及び立会人に交付しなければならない。 第百四十六条の二 徴収職員は、滞納処分に関する 調査について必要があるときは、官公署又は政府 関係機関に、当該調査に関し参考となるべき候簿 書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を

付しなければならない。 前二項の規定は、第五十四条(差押覇書)の規 定により差押闘審を作成する場合には、適用しな い。この場合においては、芝押調響の謄本を前項

徴収職員は、捜索調警を作成した場合には、そ の謄本を捜索を受けた帯納者又は第三者及びこれ らの者以外の立会人があるときはその立会人に交

四 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事 頃につき帯納者を代理する権限を育する者 第百四十六条 徴収職員は、捜索したときは、捜索

より捜索を受けた第三者 前二号に掲げる者の同居の親族

差押に係る財産を保管する第三者及び第百四 十二条第二項(第三者に対する捜索)の規定に

産の搬出をする場合において、これらの処分の教 行のため支障があると認められるときは、これら の処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場 所に出入することを禁止することができる。 施צ物

第百四十四条 徴収職員は、捜索をするときは、そ の捜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその司 居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当の い。この場合において、これらの者が不在であるわきまえのあるものを立ち会わせなければならな とき、又は立会に応じないときは、成年に達した 者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若 第百四十五条 徴収職員は、捜索、差押又は差押財しくは警察官を立ち会わせなければなるない。

索は、日投後まで継続することができる。 2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入するこ とができる場所については、帯納処分の執行のた めやむを得ない必要があると認めるに足りる相当 の理由があるときは、前項本文の規定にかかわら ず、日没後でも、公開した時間内は、捜索するこ ALS ENTINO

多的我因好

これを呈示しなければならない この歌の規定による質問、検査又は捜索の権限 は、犯罪捜査のために認められたものと解しては 4043°

求めることができる。 第百四十七条 徴収職員は、この款の規定により質 問、検査又は捜索をするときは、その身分を示す 証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、

室について帯納処分を執行した後、当該受託者で ある法人としての権利義務を承継する分割が行わ れたときは、その財産につき精納処分を練行する ことができる。

新たな受託者が献任したときは、その財産につき 帯納処分を続行することができる。 **唐託の受託者である法人の信託財産に属する財**

信託の受託者の任務が終了した場合において 新たな受託者が就任するに至るまでの間に信託財

す。ただし、徴収職員がその死亡を知っていたと財産を有する相続人に対してされたものとみな きは、この限りでない

財産に対してした差押えは、当該国税につきその

人が合併により消滅したときは、その財産につき 滞納処分を総行することができる。 滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の

第一款 浩納処分の効力 第百三十九条 滞納者の財産について滞納処分を執 行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法

第六節 維 則

て弁済を受けることができる。

び、精納者に対し、納入の告知をしなければなら 2030

第百三十八条 国税が完納された場合において、滞 納処分徴につき帯納者の財産を差し押えようとす るときは、祝務署長は、政令で定めるところによ

第百三十七条 溶納処分費については、その徴収の 基因となった国税に先だって配当し、又は充当す

他の管類の法達に要する實用を除く。)とする。

る財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、 換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定によ る処分、差し押えた有価証券、債権及び無体財産 **潅等の取立並びに配当に関する費用(通知書その**

に係る権利を行敗し、かつ、その債権者に優先し

第百四十条 滞納処分は、仮差押又は仮処分により

審の呈示

屬托 2 前項第三号の規定により嘱託した回復の登記に 係る質権者、抵当権者又は先取特権者に対し換価 代金等から配当した金額がある場合において、こ れらの者がその金額を返還しないときは、祝務署 長は、その金額を限度として、これらの者に代位 することができる。この場合において、配当した 金額がその質権、抵当権又は先取特権により担保 される債権の一部であるときは、祝務署長は、そ

配のまつ消の嘱託) その他の法令の規定による 嘱託で換価に係るものによりまつ消された質 医当権その他の権利の登記の回復の登記の 备气

の移転の登記のまっ消の優託 三 第百二十五条 (換価に伴い消滅する権利の登

薬店二十一条 (権利移転の登記の嘱託) その 11 他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利

取消) の規定により、その取消をもつて買受人に 徴収職員が受領した換価代金等の買受人への 区殿

第百三十五条 祝務署長は、売却決定を取り消した ときは、次に掲げる手続をしなければならない ただし、第百十二条第一項(動産等の売却決定の 対抗することができないときは、この限りでない。

伴う措置の取消に死却決定

税務署長は、前項の規定により供託したときは、 その旨を同項の債権者に通知しなければならな

期が到来していないときは、その機権者に交付す べき金額は、供託しなければならない

ての登記又は登録請求権を保全するための処分禁 止の仮処分の執行)において準用する場合を含 む。) の規定による仮処分による仮登記を含む。) がされた関権、抵当権若しくは先取特権により担 保される債権である場合における換価代金等の交 付については、政令で定めるところによる。 第百三十四条 換価代金等を配当すべき債権の弁済

廣権が仮登記(民事保全法(平成元年法律第九十 一号) 第五十三条第二項 (不動産の登記請求権を 保全するための処分禁止の仮処分の執行)(同法第 五十四条(不動産に関する権利以外の権利につい

できない場合、換価代金等を配当すべき債権が停

止条件付である場合又は換価代金等を配当すべき

合の海線 処分の効

第の範囲帯系列分

等の順位強の配当

の告知

141

第五節 帶納処分賣 第百三十六条 滞納処分費は、国税の帯納処分によ

の代位した債権者の承諾を要しないで、その代位

お産品を 質問及び

限及び方理薬の権

(FIII 0

PAOW.

菲蒙和

当の理由がある著

つき捜索することができる。

歌川畑

E MURO

しならとき

その数行を妨げられない

認められる範囲内において、次に掲げる者に質問

成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁

気的方式その他の人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られる記録であつて、電子

計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。)の作成又は保存がされている場合における当

該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百

八十八条第二号において同じ。)を検査することが

帯納者の財産を占有する第三者及びこれを占

有していると認めるに足りる相当の理由がある

三、帯納者に対し懺権若しくは懺務があり、又は

滞納者が株主又は出資者である法人

第百四十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要が

あるときは、帯納者の物又は住居その他の場所に

徴収職員は、落納処分のため必要がある場合に

は、次の各号の一に該当するときに限り、第三者

の物又は住居その他の場所につき捜索することが

帯納者の財産を所持する第三者がその引渡を

滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の

財産を所持すると認めるに足りる相当の理由が

ある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前二項の捜索に際し必要があると

きは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫そ

の他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開く

ることができない。ただし、日没前に着手した捜

第百四十三条 捜索は、日没後から日出前まではす

ため必要な処分をすることができる。

帯納者から財産を取得したと認めるに足りる相

又はその者の財産に関する帳簿書類(その作

反奏申等 第二款 財産の調査

第百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者 の財産を調査する必要があるときは、その必要と

地方糕法。

(市町村民税に係る滞納処分)

第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。